

令和5年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月12日（月曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第3号	2024年度地方財政の充実・強化を求める陳情 (陳情審査報告)
日程第 3	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への 復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡 充と就学保障の実現に向けた陳情 (陳情審査報告)
日程第 4	陳情第5号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 5		一般質問
日程第 6	意見書案第2号	2024年度地方財政の充実・強化に関する意見 書
日程第 7	意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1へ の復元、「30人以下学級」など教育予算確保・ 拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第 8	意見書案第4号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見 書
日程第 9		議員の派遣
日程第 10		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び産業厚生常任委員会)
日程第 11		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按	田	武	君
副	町	長	菅	原	裕一君
教	育	長	中	川	直幸君
代	表	監	査	委	員
			山	口	浩司君
総	務	課	長	熊	谷
				雅	美君
企	画	課	長	小	野
				直	人君
住	民	課	長	加	藤
会	計	管	理	さ	おり君
				り	
福	祉	課	長	鏑	木
				政	洋君
産	業	課	長	齋	藤
				学	君
施	設	課	長	越	谷
				光	裕君
農	業	委	員	会	事
				務	局
				長	林
				谷	一
				徳	君
教	育	委	員	会	教
				育	課
				長	森
				直	史君
消	防	署	長	江	口
				孝	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	田
				良	則君
庶	務	係	主	査	手
				塚	健
				人	君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番藤田博規議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 陳情第3号

- 中村議長 日程第2 陳情第3号2024年度地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

- 大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第3号。
- 2、付託年月日。令和5年6月8日。
- 3、件名。2024年度地方財政の充実・強化を求める陳情。
- 4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。現在、地方自治体では、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスや多発する大規模災害への対応にも迫られている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化を図るためには、小規模自治体に配慮した地方財政予算を安定的に確保することは必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

- 中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第4号

- 中村議長 日程第3 陳情第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

- 大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第4号。

2、付託年月日。令和5年6月8日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第5号

●中村議長 日程第4 陳情第5号2023年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和5年6月8日。

3、件名。2023年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道の最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に記載されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

- 中村議長 日程第5 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、7番大谷友則議員、御登壇願います。

7番大谷友則議員。

- 7番大谷議員 今こそ給食費の無償化に取り組んではいかがかということで質問させていただきます。

今こそ、給食費を無償化にすべきではないかというのは、灯油、ガス及び電気などの光熱費の値上げをはじめとして、コロナやウクライナ危機、鳥インフルエンザの流行などの社会状況の変化に伴い、食料品の値上げが相次いでいます。

長期に続く実質賃金の低下もあり、多くの町民の家計を直撃しております。特に子育て家庭は苦しい状態であります。

子育て家庭を助けるためにも、給食費の無償化に取り組むべきではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

- 中村議長 按田町長。

- 按田町長 答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢、そして鳥インフルエンザによる鶏卵不足などの影響により、物価の高騰が続いているということは、日本経済はもとより、町民の生活に大きな負担となっていることは十分認識しているところでございます。

町といたしましても、これらによる直接的な経済支援として、これまでプレミアム

付商品券のプレミアム率のかさ上げや、水道料金の減免などを実施させていただきましたし、今回8日に可決を頂きました補正予算に、電気・ガス・食料品等の物価高騰対策として町民1人5,000円のクーポン券発行事業を実施いたしまして、一般家庭への支援を行うということといたしました。

これら物価高騰は子育て世帯にも大きな負担を強いているとは感じているところがありますけれども、これまで医療費の無償化や入学祝金の支給、修学旅行費の助成など、就学している児童生徒を持つ子育て世帯を対象として様々な支援策を実施しているところがございます。

議員おっしゃる給食費の無償化への考えでございますけれども、過去にもこの無償化に関しましては、大谷議員以外の議員さんからも御質問を頂いていたというところがございますが、そのたび御理解を頂きながら保護者等に御負担を頂いているというところがございます。その当時と現状、今では状況が違っているということは十分承知をしているところでありまして、給食食材の仕入額に関しましては、前年と比較いたしまして5%から10%程度上昇をしているという状況で、給食費で賄えない額が約234万円ということがございます。この増額分については、町が当然負担しているところでもございます。これら状況からも、今後も保護者には一定程度の御負担を頂きながら給食を提供できればと思っておりますので、どうか御理解のほうを頂きたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 今春の春闘で賃上げが30年ぶりに高水準になりましたが、我が町に波及するのは数年かかると思います。物価高騰の影響はすぐに私たちの生活に及んでまいります。物価上昇を加味した実質賃金は前年度比3.0%減となっており、物価上昇分に追いついていない状況であります。

国立社会保障・人口問題研究所の21年の調査によると、子供を持たない理由に、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」を上げた人が5割を占めていて、これはこの20年間変わらない答えになっているようでございます。

これらを考えると、少子化対策としても給食費無償化に取り組む意義はあるものと考えますが、町長へもう一度お考えをお聞きします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおりで、この物価上昇に対して賃金、いわゆる給料ですとかそういったところを含めて水準に追いついていないということは言われるとおりなのかと、そのように思っております。そういった意味を含めると、やはり言われるとおり、これからこの町を担っていただく子育て世帯の皆様にも、そう

いった意味では相当な負担を強いているのかなというようなことは感じているということも先ほど言わせていただきました。

国の少子高齢化対策というところであります「こども未来戦略方針」という中でも、給食費の無償化というところを上げているというところがございます。これもやはり産み育てていただくというところをどう支援していくかという話なのかなと思っております。今後、文部科学省でも全国的な実態調査をするという話の中で、最終的にはどういうふうに流れていくかというのは分からないわけですが、そういった流れでいきますと、一部うわさでは国も給食費の無償化というところが進められるのではないかと話もございます。国の施策と町の施策の兼ね合いというのがあるのかなと、そのように思っておりますけれども、その結果、方向性次第ではやはり判断しなければいけない時期が来るのかなと思っております。

この給食費の無償化については、これまでも給食センター運営委員会のほうで諮問しながら理解を頂いているというところですが、やはりそういったところも含めて意見の調整をしながら、考え方によっては全て無償化になるのか、あるいは一部補助で返すような形で考えていくのか、やり方はいろいろあるわけですが、そういったことで国の動向、また国の動向が伴わない場合でやはり経済状況がなかなか反転、よくなるという部分になりましたら、その時点でしっかりと判断をさせていただきながら対処していくというようなことを考えていきたいと思っております。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 国で取り組む前に当町の施策として取り組むべきではないかと思っております。というのは、当町の人口は今3,000人を割り込んで2,900人台になっております。これから働き手が雇用不安や経済による所得の収縮により将来設計が描きづらい状況になれば、結婚や出産に慎重になるのは当然であります。当町においては、多くの子育て支援事業がありますが、ここに給食費無償化が加味されることにより、将来設計が描きやすくなり、より一層の波及効果が期待できるのではないかと考えますが、少子化対策とともに子育て家庭を助けるためにも給食費無償化に取り組んではということで、再度町長のお考えをお聞かせ願います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 そういった意味も、議員おっしゃるとおりのことなのかなと思っております。様々な子育て支援策を用意しております。全てやっていたらいつまでできるのかということもありますし、いろいろな意味で、ある程度のスパンで中身も見直しながら考えていかなければというようなことも頭の中では考えているわけですが、やはり現状そういった保護者等から要望があれば考えていかなければ駄目なのかなというふうには感じておりますので、その辺に向けて前向きに検討するような形で担当課

含めて指示をしていきたいなど、そのように思っておりますので、御理解いただきたいなど思っています。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 以上で終わります。

●中村議長 一般質問を続けます。

通告順番2、4番杉野好行議員、御登壇願います。

4番杉野好行議員。

●4番杉野議員 先般通告させていただいたように、子育て支援策について伺います。

本町はこどもプラザにおいて、学童保育または一般の児童の保育をされておりますけれども、この実態の中で、待機の児童はいないのか。次に学童で希望されている家庭の方たちを全て網羅しているのか。また、二つ、三つと仕事を抱えながら子育てをしている御家庭の中で、時間制限で夕方の迎えをしなければいけない、またはそれらをするために仕事を選ぶことが考えられずということで、延長保育を望む声も上がっているというふうに伺っております。これらのこと全て含めて、児童学童の保育体制について、どのように考えておられるのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 答弁いたします。

まず、こどもプラザの保育の待機児童の関係でございます。本町の保育所の定員数は茂岩保育所で80名、大津保育所は10名ということで、北海道から認可を受けてございます。本年6月1日現在、茂岩保育所の在籍児童数は60名、大津保育所の在籍児童数は4名でありまして、待機児童はいないというような状況になってございます。

次にありました、こどもプラザにおいて学童保育が行き渡っているのかという話でございます。本町では、放課後に保護者が就労等により家で子供たちを見られないという場合に子供たちが安全に過ごせる場所として、このこどもプラザとよころに学童保育所のえる夢児童クラブという形で設置をさせていただいております。える夢児童クラブ、この学童保育は定員40名ということで、6月1日現在で小学校1年生から5年生までいらっしゃるわけですが、希望に沿うような形で皆さん受け入れているということでございます。学童保育所の入所の案内等はホームページや広報とよころで周知をさせていただきながら、要望に応じて随時受入れの受付をして入所をしているというような状況でございます。

それと、延長保育の関係でございます。現在、茂岩保育所では、午前7時30分から午後6時までというのが開所時間となっております。そこで、10時間30分の

保育時間を提供しているということになります。本町でも基本保育時間が8時30分から16時30分まで8時間に当たる保育短時間に認定された保護者につきましては、開所時間内、いわゆる朝の7時半から午後6時までであれば延長保育に相当する残児保育ですとか、早朝保育ということで、無料で受けているような形になってございます。

茂岩保育所では、保護者のニーズ等を把握するため、毎年アンケート調査を実施してございます。調査の中では、議員おっしゃるとおり、開所時間の延長ということで保育の延長をしていただけないかという問合せはあるようなことは承知してございます。閉所時間延長しての保育という部分に関しましては、今実際保育士の勤務体系、仮に延長保育に係る保護者への時間の応分を負担していただいたとしても、午後6時以降なかなか対応するのが今難しいということで考えてございますので、ひとつ御理解いただきたいなど、そのように思っております。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 ただいま答弁の中で、学童保育については定員40名というお話がございましたけれども、定員があるということは、要望に沿えない部分もあるということなのでしょうか。再度伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今現在は通っているのが32名ということでございますが、40名超えた場合は、なかなかどうなのだという話だと思います。その時点で判断することになります。現状受入れ定員数でいいますと、そこは何かしらの基準により判断せざるを得ないのかなと、そのように思っています。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 定員の40名に対して、現在32名ということでありましてけれども、先ほど質問の中でお話ししたとおりに、実態把握、本当にお子さんを持っている保護者の皆さんは理解をしているのでしょうか。実態の把握というものは、今までアンケート調査等でやりましたというふうな御答弁ですけれども、実際のところはどうかなのでしょう。再度伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど答弁させていただいたのは、茂岩保育所の保育に関するアンケート調査はやっているという話ですね。学童に関しては、ニーズの調査というのは今のところやっていないような状況ですから、通われてきている児童の親だとかのお話等は聞いているところであるかなと思っておりますが、そこは調査のほうはしてございませ

ん。ただ、今の現状で言いますと、40名のキャパとして対応できる保育士ですとか職員はいるということですから、そこが現状マックスなのかなというところでは考えています。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 先ほど延長の保育の要望も聞こえてはいるというお話ですけども、それに対して就労時間等々でなかなか受け入れ難い部分が出てきているのだということではありますが、働き方の考え方の一つにフレキシブルで、要は40名のキャパをもって日中対応できるだけの保育士はいるけれども今現状は29名ということは、日中にその働き方を多少延長して融通をしながら時間を考えながら、働いていただけるような保育士さんの考え方ということにはならないものなのではないでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ちょっと私の答え方が悪かったのか、どうなのかというところがあるのですが、延長保育と学童と話のほうがちやごちやになっているのかなというところがございます。

学童保育に関しては、いわゆる議員のほうで把握している中では、もっと学童保育の時間を延長してくれという話ではないのだろうなというところで、私は答弁させていただきました。あくまでも、延長保育の話は保育所の、保育の延長ということで、学童保育の時間を長くしてくれという話ではないのかなと思ひまして、答弁をさせていただいておりましたが、今のところ、学童保育に関しては、いわゆる今保育所の開所内で済んでいるというところで、保育の時間ですね、私のほうは十分ではないかと、そのように感じております。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 私のほうの質問の仕方も悪かったのかなというふうに反省をしながら、学童保育がメインというか、働いている保護者の皆さんについては、学校に行っている時間はこれ安心。ただ学校が終わった時間から親御さんが家庭に戻るまでの時間、この間もう少し何とかありませんかという声が私どもに伝わってきているので質問をさせていただきました。これらについて、就業時間なり保育士さんの働き方について考えるとところがあれば、なかなか難しいのだろうなと思ひながらも、先ほど同僚議員のお話でもありましたけれども、やはり子育ての世帯については今大変苦しんでいるのだろうと、そういう声を発信することができないけれども聞いてもらいたいという声があるというふうに、私は理解をしております。

先ほど町長、給食費についても委員会の答申を受けて、そのように進めさせていただいていますというお答えがありましたけれども、この保育所運営についても、実際

にお子さんを持っていて、そんなに大変な思いをしておられない委員の皆さんのほうが多いのではないのかなという思いがしております。やはり現場というか、御本人の御意見が正確に聴取できるような体制を課の中でつくっていただいて、子供さんを預けていない御家庭についても、実際にはこういうことがあるのですということが意見として集約できれば、まだまだ有意義な保育行政ができるだろうと。普通の保育、それから学童の保育についても、まだまだよりよい情報を集めることによって、よりよい保育がなされていって、御家族の負担も軽減されていくと私は思っておりますし、先日来、全国の出生率についても1.26という数字が出ておりますけれども、我が町ではどうなっているのだろう。中学校が完成したのに、本当にこれから有効に活用できていくのだろうか。これらについても心配をしながら、子育て支援というものが大切だというふうに訴えさせていただいて、私の質問は終了させていただきますけれども、最後にお答えください。今後の子育て支援総体について、町長のお考えを伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 学童保育につきましては、私も最初、豊頃町に学童保育ができたときに自分の子供をそこに預ける、私も共働きでしたから当然そういうのが必要であって、当時の担当課からも相談を受けながら、当時の担当者にしっかりと対応していただいて、学童保育をつくっていただいて面倒を見ていただいたという経過がございます。そのときも、年齢は今までのように5年生まで預けられるような状況ではなかったですし、当然1名の保育士さんというか、有資格者の人がいた中で、預けられる、受け入れる人数も限られた中で最初始めていただきましたけれども、時間もそうです。当然預かっていただく時間も限られていましたから、ただそれでもやはり働く方にとってみれば、やっぱり子供がいれば心配なことでもございましたから、そういった意味では非常にありがたく利用させていただきながらということでもございます。それはもう重々、私もそうですし、家族の中でも非常に安心して仕事に就けたというところではありがたかったかなと、そのように思っています。そこが今制度を充実しながら受け入れる人数も増えてきましたし、当然そうなれば対応する職員も増えますし、また場所も小さな部屋から今はもうこどもプラザのほうで広いところで自由にできるというような形で、かつ、昔からそうですが、それぞれ集まってきたら兄弟のようにそれぞれがそれぞれで大きい子は小さい子の面倒を見たりとか、そういったことで今もやられているというような形ではございます。

いろいろな意味で、この子育て支援策は生まれてから高校卒業するまでということで制度設計させていただきながら、制度としてはいろいろな制度がございます。今までも申しましたとおり、他町には負けないほどの、逆に充足しすぎているぐらいのこ

とではないかなと、そのように思っております。ただ、制度自体が長く続きますと、受けている方はどちらかといえば、それがちょっと普通になってくるものですから、またそれ以上、それ以上と求めるといのは、人間ですから致し方ないことですし、今回の学童保育についても、保育している時間もっと長くしてくれないかというような要望があっても、そこは時代のことを考えればそれはしかりなのかなと思いますけれども、そこも含めて、やっぱりしっかりと保護者の方ですとかそういった方と話を詰めるというか、話し合うような場も今議員から聞いていて必要なかなと、そのように感じていたところでございます。

保育所のほうはしっかりと話はアンケート等で聞いているという話でありますけれども、学童保育に関しても、議員おっしゃるとおり、しっかりと預ける方の話を聞いているのかという話であれば、そこはこちらのほうもしっかり聞きながら今後の制度等に反映していかなければ駄目なことでもありますし、現状やはり我慢という言葉はいいのかわからないですけれども、ここまでしかできないのだということもやはり理解をしていただかなければ駄目だという点も含めると、やはり声を聴くということは大切なことだと、そのように思っていますので、今後ともそういった丁寧な対応はしっかりとさせていただくようなことで進めてまいりたいと思いますので、どうかひとつ御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 これまで質問を終わらせていただきますというふうに申し上げましたけれども、出生率の数だけお伝えください。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 出生率についてですが、先般まち・ひと・しごと創生会議のほうで、資料のほうで発表させていただいた出生率が、本町は1.35ということでございます。出生率の根拠となる数字がある程度限られた年代ということになっていきますので、なかなかこの1.35、前の年から見れば大分下がっているわけでございますけれども、年齢の動きでやはり違ってくるのかなというところでございますが、議員おっしゃるとおり、人口が減ってくると当然対象となる年齢の女性の方も変わってくると、減ってくるということになるのかなと思いますので、そこは若干ずつでも年々下がってくる傾向になるのかなと思っています。そこを何とかできるようなことで、しなければいけないというところを今後施策としてしっかりと取り組んでいかなければ駄目だなと、そのように感じているところでございます。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 大変貴重な答弁を頂きました。今後とも子育て支援策、子供対策に

対して、より一層の力を発揮してくださいますことを申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 言われるとおり、子供は宝でございますし、それを育てる親はしっかりと町の今後に大事な方々でもございます。そこをしっかりと進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

●中村議長 一般質問を続けます。

通告順番3、3番岩井明議員、御登壇願います。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 3番岩井明です。

私は、マイナ保険証についてお伺いいたします。

マイナンバーカードは、当初、社会保障、税または災害対策に限られるはずだった使い道を、国会の法改正の審議抜きに、省令改正という行政の改良で拡大できる仕組みが盛り込まれております。

近況では、保険証を廃止し、マイナンバーカードを強要するマイナンバー法等改正案が5月31日、参議院地方デジタル特別委員会で可決しております。

全国各地でマイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録が続く中での強行採決ですけれども、本町において保険証等のマイナンバーカードへの移行等について、次の点についてお伺いいたします。

一つは、マイナンバーカードの取得については、任意なのか、強制なのか。

もう1点は、マイナ保険証がなくても受診に支障を来さないようにすべきと考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験というところで、社会における抜本的なデジタル化の必要性というところが顕著化しまして、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、国民の利便性の向上という観点から6月2日の参院本会議で、これまでの社会保障と税、災害対策に限っていたマイナンバーの利用範囲をいろいろなことに使えるように広げていったというようなことなのかなと思ってございます。

まずは、マイナンバーカードの取得について、任意なのか強制なのかというところでございますけれども、マイナンバーカードの取得というところは国民の申請に基づいて交付されるものというふうに解しておりますので、取得を強制するものではないというふうに私思っておりますし、そういう取扱いで進めてきております。

ただ、今後の使用の仕方によっては、その中にいろいろな情報が入っていく、いろいろな使い方ができるようになっていくという中では、やはり取得に向けて前向きに考えたほうがいいのではないかなというのは、私も思っているところでございます。

また、保険証がなくても受診に支障を来さないのかというような質問もございましたけれども、そこは健康保険証をマイナンバーカードに統一するというマイナンバー法などの関連の改正法案で、令和6年秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を統一するよというようなこととなつてございます。本町、国民健康保険証と後期高齢者医療保険証は毎年8月に1回の有効期限で保険証を発行してございます。来年の令和6年8月の保険証の発行を最後にマイナ保険証のほうに切り替えるという予定でございます。なお、この保険証につきましては、再来年令和7年7月31日まで現行有効期限があるということですから、期限内はこの保険証を使うと、使用することができるということになってございます。議員御心配されているのかなと思いますけれども、マイナ保険証を持たない方、医療機関に行ったときどうなのだという話になるのかなと思いますけれども、その際は資格確認証という部分を役場のほうから発行して、これを医療機関に提示すれば必要な保険診療を受けられるというようなことで進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 今言われました資格確認証、これは発行されると存じております。その確認証が今までは申請しなくても送られてきたものが、今度はマイナンバーに組み入れられた場合、今度自分が申請しなければいけないと。それでなければ、自分のところには届かないと、そういう状況があるわけなのです。そして、マイナンバーカード、確かに便利か不便かという、一般的に行政の方はみんな知っているから、だからその使い道が分かっているから、中には全然使わないものは放っておいてもいいやとか、そういう考えあると思うのですけれども、一般の方はこういうふうにされたらとてもではないけれども、マイナンバーカードを持ちたくなくても持たざるを得ないような状況になってくる。そしていずれは、マイナ保険証といったのも途中から急に閣議で決まったわけですから。免許証もそうなるというのですから。どんどん危険な状況に来るわけなのです。全国的にも、町長も御存じだと思うけれども、マイナンバーカードの形がどんどんどんどん変わっていくというか、情報漏れがあったと。ただ、うちの町村ではマイナンバーカードではそういうことはなかったと、そういうことも受けておりますけれども、これは全国的なものですから、うちがないからほかのほうでどうのという形ではなくて、どこかで起きたら、こんなもの当然ストップしなければと思うのです。やはりそういう形でも、確かにここで町長に言

うべきではなくて、町長にはこのマイナンバーカードに対しての形を認識してもらいたいなと思っているだけで、町民を国の悪政から守るのは町長しかいないわけですから。そうしたらそれに対して、やっぱり町長の認識を伺いたいというのは、私の考えとして、それだけ聞かせてもらえば、私町長にこのマイナンバーカードがいいとか悪いとかは言うべきでなくて、国でそういうふうに進めてきたわけですし、がんじがらめにつくるわけですから。肝腎のマイナンバーカード、デジタル庁の、あの人私の好きな人だったのですけれども、あの人も頭抱えて、これ一体どうなるかと思う状況なのですよね。親子して私大好きなのですよ。だけれども、こういう状況が続いたら、やっぱり途中で誤る人は誤らなければいけないし、町民の、国の、今これだけあっちこっちで問題出ているわけだから、悪政というのですかね、そういう形から、やっぱりデジタル化はいいものだと認識していますけれども、それを完璧に理解できないうちにどんどん話を進めてしまって、それにどんどん押し込めると、こういう形はいかがなものかと思うのですけれども、その辺だけ町長の見解をお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いわゆるマイナンバーの流れといいますか、デジタル化含めていろいろな意味で流れというのが、国のほうから来ている部分は末端の地方自治体もその部分に乗っかりながら来ているというところなのかなと思っています。当然、マイナンバーカードの取得という部分では、今までもポイントがつくというところはもうポイント合戦みたいな形になって、普及促進を図りながら来たわけでございます。本町のほうも、もう交付率が76%ということになっていきますから、申請はもっと多いです、85%、これ4月30日ですけれども、なっております。なかなか普及させるために、ポイント事業もだんだんと後ろのほうに延びてきているというようなことで、まだうちのほうも1階の窓口でいろいろな方来たときには対応させていただいているというところでございますが、それも普及率を上げなければ、いわゆる国の交付金含めてなかなか採択受けられないというようなこともあって、そういったことではというところも含めて推進をしてきているというところでございますし、当然、皆さん持つようになれば、そこは統一された中で便利になることでございますから、そういった意味では、普及促進していくのもこの御時世の中なのかなとは思っています。ただ、いわゆる言葉は悪いですけれども、なかなか扱い切れない、それに残されるような方があってはならないなというのは実際感じているところでございますから、これからそこをどうしていくか、そこが一番の課題なのかなと感じているところでございます。言われるとおり、一つミスが見つければ新聞でもテレビでもそうですけれども、ああいったことになって、この後どうなるのかと思いつつも、これからの世

情、進展の中ではやはりしっかりと対応していかなければいけないというところで、先般の先週の補正予算にもコンビニ交付ですとか、ああいったことができるような形で予算のほう追加させていただいているというところではございます。

資格証につきましては、議員言われるとおり、一方的に送りつけるようなことにはなりませんから、今回やはりこういったことになれば申請があって初めて出すというようなことになりますから、何かしらの手続を取ってもらうということになれば、一度役場に来ていただいてということになりますし、そういった意味では、今まで何もしなかったところが今度面倒な手続が増えるということになれば、その人にとっては不便になるということになるのかなと思いますけれども、人口規模の多い役所であれば、来ていただいて初めてやりますよということになりますけれども、うちの役場であれば、ある程度高齢者の方含めて、お電話頂いたりだとか、そういった中で、職員もそのときの状況で対応をしていけるのかなと思っていますので、そこは普及させると同時にそういった方の対応もきちんとしていかなければならないというふうに思っていますので、そこはひとつ御理解いただきたいというところと、やはり考え方としては、きっと今いろいろ急激に進めていった中で、いろいろなバグが出てきたりだとか、うまく当たらないところがあってこういう状況になっていると思いますが、やはりこれからのこと考えますと、そういうデジタル化、いろいろな意味で進められていくのは当然のことなのかなと、私のほうも思っていますので、町民の方にも理解を頂くようなしっかりとした私たちも対応をしていかなければならないかなと、すべきであると、そのように思っていますので、どうぞ御理解を頂きたいなと思います。

以上でございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 町長の言われたことはよく分かるのですがけれども、デジタル化もこれからは皆さん勉強して学んでいかなければいけないということはしっかり分かっているのですがけれども、このデジタル化を利用してマイナンバーカードの中に何もかも押し込んでしまうと、そしてそれをやったら個人の秘密情報とか全部漏れてしまうと、これ当然人のつくったものだから漏れないわけではないのですよ。そしてみんな閲覧するのだから。だからそんなの当然誰も彼も、行政だったら誰も彼も閲覧できるわけですから、こんな秘密情報など考えるまでもなく、誰しも情報漏れはするわけですから。だから、それは決して言い訳ではないのですけれども、やっぱりこういう何もかも押し込んでのマイナンバーカードはいかがなものかということだけは、町長に言って、これからも弱い立場の人間を守るためにしっかりと取り組んでいただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員言われることもごもっともだと思っていますので、そこはしっかりと頭に入れながら、当然職員もその辺をしっかりと考えながら、今後の行政推進に努めてまいりたいと思います。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 終わります。ありがとうございました。

●中村議長 11時15分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順番4、1番小笠原玄記議員、御登壇願います。

1番小笠原玄記議員。

●1番小笠原議員 1番小笠原玄記です。

通告のとおり、三つの項目について質問させていただきます。

最初に、小中学生の学習環境について質問させていただきます。

広報とよころ3月号に、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、我が町の小学生における学校以外で学習を1時間以上する割合は全国や北海道平均が約60%であったのに対し、豊頃町平均は半分以下の24%であり、小学生の家庭学習の時間が全国平均、北海道平均と比べ、かなり少ないことが印象的な記事となっています。

小学生の家庭学習環境については、この記事に記載されているように、学校と連携した家庭での指導というのはもちろん必要だと考えておりますが、家庭環境によっては、家庭以外の場所で自主学習をサポートする体制も検討されるべきと考えます。

まず初めに、学習状況、特に家庭学習環境に注目し、今回の調査結果を受けた学習習慣や生活習慣についての見解や今後の方策はどうなっているか、教育長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま小笠原議員から御質問のございました、全国学力・学習状況調査につきましては、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に毎年実施しているものでございます。

令和4年度は、小学生が国語、算数、理科、中学生が国語、数学、理科の学力調査、また、児童生徒に学習意欲や学習方法、生活に関する調査等を行っております。令和4年度の調査結果につきましては、議員御質問の町広報とよころで周知をしているところでございますが、本町の児童、小学校児童の結果につきましては、思考力と

表現力の観点で正答率が全国、全道より低い傾向にあります。また、中学校生徒につきましては、おおむね全国、全道平均並みで、領域によってはそれを上回るものもございました。

本町の取組といたしましては、学校においては、基礎的、基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、分かりやすい授業づくり、それと宿題の質を高めるなど、子供たちが集中して学ぶことができるよう、教育環境を整えることで、主体的・対話的で深い学びの授業へとつなげてまいります。また、家庭においては、子供の生活習慣の見直しや家庭学習の習慣化、地域においては、教育活動の支援など、学校と連携した活動へとつなげてまいります。

次、2点目の御質問でございますが、令和4年度の学習状況調査の結果によりますと、学校以外で1時間以上学習している小学6年生児童の割合が、全国、全道では60%であるのに対し、本町児童は24%となっており、ここ数年の結果においても同様の傾向が見られております。主な要因といたしましては、町内に学習塾が少ないこと、少年団活動に費やす時間が多いこと、家庭学習の取組に対する意識が低いことなどが考えられます。

今回の調査結果を受けて、小学校では児童に対して宿題や家庭学習などの課題を与え、家庭内での学習時間を確保させるようにしているほか、保護者に対しては各家庭へのお便り等で児童の学習の見取り等の協力を呼びかけているところであります。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ただいまの現状と今後の方策、また過去の傾向についての答弁を頂きました。

豊頃町教育研究所から発行されている豊頃町家庭学習の手引きを見ますと、今回学力・学習状況調査の対象であった小学6年生のところ、小学校高学年に当たるかと思えますけれども、こちらの宿題時間の目安というのは50分から70分というふうに記載されております。こちらのところを考えると、やはり1時間以上する割合が24%というのはちょっと低いのかなというような印象を受けます。また、このような要因のところについては、学習塾が少ないですとか、家庭学習等への家庭の指導がもう少し必要だというような答弁がありました。

また、こちら過去のところの傾向も同様であったというところを伺っておりますけれども、これらの問題に対して具体的な方策を立てて、過去教育委員会主導で何か実行していた活動は何かあるか、伺いたいと思います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま小笠原議員からありましたように、町教育研究所で作成いたしました豊頃町家庭学習の手引き、これを各家庭に配付をして、各学年の学習内容の

ポイント、あるいは学習環境を整えるための学習習慣等について周知を行ってきたというところでございます。

また、漢字や英検、数学等の各種検定の受検費用を助成する小中学校検定受検料助成金交付事業も実施をしてきてございます。児童生徒の受検機会を拡大することによりまして、学習意欲や学力の向上へとつなげてまいる取組を行っているところであります。

いずれにいたしましても、学校内での学習活動が基本というふうに私考えてございまして、学校施設の環境整備、あるいは小中併設校の供用開始になった後の取組が重要だというふうに認識しております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 学校教育が非常に重要だという答弁を頂きました。こことあと家庭学習が非常に重要であるというような認識を持っておりますけれども、先ほども言及されていましたが学習時間が伸びないというところの点について、少し気になっている点がありまして、質問させていただきます。

それが3点目にもあります、家庭学習でデジタル機器がどれほど活用されているかという点です。

私が子供のときのような、従来のように机に向かって教科書ですとかワークとかで、あと紙と鉛筆で勉強するというような形以外にも、現在ですと全児童に配付されているタブレット機器ですとか、その他各自で持っているデジタル機器を用いた家庭学習ですとか、また何か教育的な意義のある動画を視聴するなど、学びの形態というものはいろいろ増えているような現状でございます。こちら家庭学習には、このようなデジタル機器というのはどの程度、どのように活用されているのか、教育長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 通告の3点目の御質問にもありますように、タブレットの端末の関係でございます。本町のタブレット端末の整備につきましては、国のGIGAスクール構想の補助金等を活用いたしまして、1人1台端末を令和2年度に整備を完了し、コロナ禍で学校が臨時休業になった際もタブレットを自宅に持ち帰り、オンライン授業などで活用してきたところでございます。

現在、家庭学習におけるタブレット端末の活用につきましては、小学校の高学年について、ほぼ毎日持ち帰り、宿題や家庭学習の課題に取り組めるようにしているほか、夏休みなどの長期休業期間は全児童が持ち帰り、アプリによる復習や調べ学習等を実践しているところであります。

中学校生徒につきましては、毎日タブレット端末を持ち帰っており、電子ドリルを活用した反復学習に取り組んでおります。そのほかにも、授業時間内に完成できなかったプレゼンテーション資料の作成作業や自主的な調べ学習、長期休業期間は教員との連絡を取る手段や課題提出などにも活用されているというところがございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今の答弁から、非常にデジタル機器が有効活用されているという印象を受けました。こちら冒頭の学習調査のところに戻りますけれども、家庭学習について、これは回答状況は生徒さんがどのように印象を持っているのかというところにもよるとは思いますけれども、こういうようなデジタル機器の活用ですとか、あと例えば動画を視聴するというようなだけでも、教育的な意義のあるようなものであれば家庭学習の時間と認められるのかなと思いますので、そういうところをうまく活用すると1時間以上はいくのではないかなというのが、個人的な考えとしてございました。

また、家庭学習のところなのですけれども、家庭学習時間の確保に向けて、学校や家庭以外での取組というのにも必要性があるのではないかなと感じておりますので、それについても質問させていただきます。

先ほどもありましたように、デジタル機器については非常に家庭学習の助けとなりますし、学校の先生とのやり取り等も円滑に行えますので、メリットもたくさんあると思うのですが、インターネットやSNS等のやり過ぎというのでも学力に影響が出ているというような結果が全国的にも傾向で見受けられております。こちらには広報のほうにも記入されていますけれども、方策としてテレビやゲーム、SNSをする時間と学習時間のバランスを見直して、基本的な生活習慣が定着するよう家庭で指導するというふうにあります。もちろん家庭での努力というのは必要になると思うのですが、例えば共働きでなかなか放課後に子供の面倒を見ることができない。例えば先ほどの同僚議員のお話で学童保育のところもありましたけれども、あと例えば住宅環境上子供が落ち着いて机に向かうことができないというようなこともありまして、家庭環境は千差万別であるかと思えます。

私ごとにはなりますけれども、中高生向けに自習支援型の学習塾を始めて、今6年目になるわけですけれども、利用される生徒さんの多くは自宅での家庭学習というのが集中しにくく、別の場所で集中して勉強したいということと、分からないことがあったらすぐ質問できる環境が欲しいという形で利用している生徒さんが多かったです。このように、放課後等家庭学習がしやすい環境を求めている層というのは一定数存在していると考えております。また、える夢館の中にあります図書館については、自習スペースはありますが、小中学校からのアクセスが簡単に行けるといような形

ではないので、そこでの自習機会は生徒の住んでいる場所に影響されてしまっている状況と考えております。

そこで、来年度より豊頃小中学校が同一校舎として供用されることから、空き教室を放課後開放して、学校の先生ではない学習指導員というような形の方が家庭学習をサポートするような体制があってもよいと思いますけれども、これについてどのように考えていますでしょうか。これについては、例えば場所も変わらず、小学生の下校についても1便遅らせたスクールバスで帰るなどの対応も取れますし、場所的な不都合がなくなると考えております。また、こちらについては大津地区についても同様な検討が必要と考えますし、また先ほどの答弁で学童保育が32名現在利用されているという話もありましたので、そのあたりも考慮する必要があるかと思えます。

また、学習指導員については、なかなか人材を見つけるというのは現状難しいかと思えますけれども、現在地域おこし協力隊を学習塾の指導員として迎えるというような他町村の事例もありますし、また我が町においては東京学芸大学との連携協定もございまして、そのような既に構築している間口を活用して、そのような展開や今後の方針を策定することについて、教育長にお伺いいたします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま子供たちの学力向上に向けた部分だと思えますけれども、御示唆を頂きました。

今、来年4月、小中併設校の開校に向けて、小中で義務教育9年間で子供を育てる体制づくり、小中連携の取組をさらに充実したものにして開校を迎えられるように現在進めているところでありますし、先般の議会でも、その視察の旅費も見ていただいたところであります。

まずは、学校内の体制、新しい指導要領が小学校で導入されたのが2020年4月です。また、中学校ではその1年後ということで、新しい学習指導要領に対応した授業改善も含めて、学力向上という観点でいけば、それらを充実していくということになるのかなというふうに思っています。

また、振り返りの授業というか、学校内でスクールバスの間までの時間を有効に使っての、そういう振り返りの学習活動、それについても学校内で現在できる中で執り進めているところでありますので、それらをまずは充実していくということに、私も、尽きるのかなというふうに思っています。それぞれスクールバスで帰りますと、町なかで塾にまた出てくるというのも、家庭の事情がいろいろありまして難しい部分もあります。先ほどお話ありましたように、学校内というような、教育指導員みたいなというようなお話もございましたが、まずはそういう体制づくりと子供たちの学力を上げるための教育環境、授業改善、それを進めていければいいかなというふ

うに思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 以上で、小中学校の学習状況についての質問を終わります。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、中学校部活動の地域移行化について、教育長に質問させていただきます。

令和4年12月にスポーツ庁より策定された、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、公立中学校を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけて支援することが示されました。これを受けて、令和5年3月に北海道教育委員会では、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」が策定されました。これは公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において、この取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すというものであります。

このような取組の背景には、部活動の指導や大会への引率、運営への参画が休日にも及ぶなど、教員の負担が非常に大きくなっているため、教員の負担を軽減する、労務環境を改善するということが一因として挙げられております。例えばさきの推進計画には、中学校、高等学校の教員が週休日等の勤務時間外に行っている業務の中で部活動を行っている時間は成績処理や教材研究、授業準備よりも長くなる実態があると記載されております。

このように、地域移行化が教員の負担軽減に寄与する一方、家庭の負担、主に経済的負担が増えることが懸念されております。これは地域移行化により部活動は学校教育の一部としてではなく、地域クラブのような社会教育という位置づけに変化していくに伴い、これまで学校教育の中の予算で運営されており、比較的安価でどのような家庭でも参加させやすい部活動がより受益者負担を求められる民間活動に変化するという方針のためであります。また、これに関して、家庭によっては一部報道とかを見聞きして、地域に丸投げをするのではないかというような考え方、受け捉え方をしている町民もおり、この動向に不安を感じる方が少なくありません。また、我が町のような過疎地域においては、都市部と比べると、スポーツクラブ等の数も少なく、また、受け皿となる指導者の数も少ないなど、成り手不足も叫ばれております。

このような課題はありますけれども、地域移行により部活動の種類が縮小し、より生徒たちの選択肢を狭めてしまうということは、生徒の成長を考える上で避けなけれ

ばいけないと考えております。

このような背景を踏まえて、まず1点目の質問ですけれども、現在の我が町の中学校部活動の休日の活動状況と今後の段階的な移行計画について、どのように考えているか教育長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 まず、御質問の町内の部活動の状況でございますが、今年度、豊頃中学校の全校生徒数は58名であります。そのうち、部活動に加入している生徒数の割合は74%となっております。部活動の種類につきましては運動部が7種目、それから文化部につきましては吹奏楽部の1種目となっております。

これまで町でどのような取組をしてきたかということでございますけれども、昨年度町の総合教育会議において、部活動の地域移行についてを議題とし、本町の現状や今後の方向性について、町長と教育委員で情報を共有し、意見交換を行ってきたというところでございます。

今後につきましては、先日議会で承認いただきました補正予算にあります、豊頃町部活動地域移行検討協議会、この中で本町の生徒にとって望ましい部活動環境を調査、研究、協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ただいま答弁を頂きました。

今年度から部活動の地域移行協議会が発足され、これからの部活動の地域移行について検討されるという話を伺いました。こちらについては、協議会の詳細については、先日同僚議員の質問がございましたので、こちらの詳細については今回は質問は控えさせていただきますけれども、先ほど部活動の人数と加入状況について伺いました。また部活動の種類についても伺いましたけれども、現在運動部は7種目、文化部は1種目あるということでございますけれども、このうち、豊頃中学校で現在単独で組織できず、他中学校と合同で練習ですとかチームを組んで大会参加を行っている部活動はどのぐらいありますでしょうか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 答弁申し上げます。

現状の部活動の中で、野球部と女子バレー部につきましては、合同チームを結成している状況でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 このように一部の部活動では合同チームを組んでいるというよう

な現状であることが分かります。

また、さきの検討会議についてですが、現状でも豊頃町内のみでは活動を満足にすることが難しい部活動もあると思いますけれども、こちらの地域移行化については、豊頃町内だけではなく近隣町村との議論も必要になってくるかと思いますが、その点についての方針をお聞かせください。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 議員おっしゃるとおり、現状合同チームが存在しておりますし、その中で近隣の町村でありますとか、状況については、東部4町で教育振興会という組織がございますので、それらの教育委員会でお持ちの情報を共有しながら、今後に向けて協議をしていくということになってございますので、そういう中で広域の地域クラブ、地域で部活動を実施できる体制を考えていくということになるかと思えます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ありがとうございます。

では、ちょっと観点を変えて、次は教員の部活動への参画状況ですとか負担状況について伺いたいと思います。

北海道教育委員会の部活動の地域移行化に関するアンケート調査では、教員向けのアンケートがなかったため、参考までにこちら高知県のデータなのですが、中学校教員向けに地域移行化に関するアンケートの結果を提示したいと思います。このアンケートは1,168人の回答数がありまして、この結果によれば、全教員の約8割が顧問または副顧問を担当しており、そのうち部活動の指導に負担を感じているという答えた教員の割合は63.1%でした。また、それぞれ専門的な背景があって専門として指導できる教員でも、約半数の教員が負担を感じているというふうに答えております。また、地域移行化の過程で、地域の指導者として引き続き関わりたいかという問いに対しては、「はい」と答えた教員は約2割であり、専門として指導できる教員でも「関わりたい」と答えた教員は3割弱にとどまっております。恐らくこれは北海道でも同様の傾向かと思われそうですが、以上を踏まえまして、現在部活動の顧問として指導に当たっている教員は、全教員のうちのどのくらいの割合か伺います。

また、顧問担当を決定するに当たり、負担程度についてのヒアリング等は学校で現在されているのか、伺います。これは例えば、教員が自らの希望で専門指導できるような部活動の顧問を担当するですとか、家庭等の事情や専門知識がないために部活動の顧問担当は本来難しいけれども、ほかに担当できる顧問がいないうえやむを得ず担当している、またほかには、担当の依頼が来ても、学習指導ですとか学業のほうに集中するために断固拒否するというような教員の考えを伺うものであります。

以上、お願いします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 まず、学校教員の部活動の参画状況でございますけれども、全教職員がいずれかの部活動の顧問を担当している状況であります。一般的には、競技経験のない教師が指導せざるを得ない状況、休日も含めた部活動の指導というような形で、先ほど議員からもお話がありました。家庭の事情とか、様々な部活動経験、これらを踏まえて、学校においては複数配置しながら部活動担当を張りつけていると、御理解いただいて実施をしているというのが状況でございますので、その辺のアンケート等は確認をしておりますが、学校内では校長を含め管理職でその辺を把握しながら、部活動の担当を決めさせていただいているというような状況でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 部活動の顧問の担当に関しては、そのような今ヒアリング等はされていないけれどもというような形を伺いました。

これに関連してなのですけれども、次の質問に移らせていただきますが、さきの質問でも触れましたけれども、合同チームで活動を行う部活動が多い我が町のような過疎地域においては、保護者による送迎等の負担が現在ありますし、また専門的な指導員、外部指導員ですね、このような人材不足というのが現状です。また、先ほど教育長からもありましたように、なかなか専門知識があるような教員というのをそれぞれの部活に担当させることが難しいというような現状もあります。例えば野球部に関しては現在他町と合同チームを組んでいるというような答弁がありましたけれども、平日は中学校単位で練習をして、休日に合同練習ですとか練習試合、大会を行っているというふうに伺っておりますが、こちら例えば送迎に関しても現在保護者の有志で時間の空いている方が車を出したり等、されているという話を伺っておりまして、また実際に先ほどの高知県におけるアンケートですけれども、中学校1年生、2年生の保護者向けアンケートでも、約6割の保護者が地域移行化によって送迎の負担というところについて心配をされております。

また、部活動指導員については、先ほどの教員向けのアンケートの結果を踏まえれば、例えば現状今豊頃中学校には部活が8種類ありますので、こういうような形で地域移行化をするというような場合に、単純計算をすれば外部指導員というのは5人とかそれぐらいの人数を確保しなければいけないというような計算になるかと思えます。もちろん都市部のように様々なクラブチームですとか文化団体があるような環境では、こういうような人材というのは確保しやすいと思うのですけれども、我が町の場合はなかなかやはりそのような人材を見つけるのが難しいというような現状もありますし、また、受益者負担、利用料については受益者負担というのが基本だったとし

ても、それを保護者に全て負担を強いる形では家計の負担が厳しくなりますし、また町単独ではこのような人材を雇用するというのも容易ではないと考えております。

近隣の町村では、今年の4月からサッカー社会人チームで活動する選手を地域おこし協力隊という形で迎え入れて、部活動の地域移行推進に当たるような事例も先日新聞で報道されておりましたが、このような外部指導員の確保ですとか、あと財源等についてどのような方針を現在持っているか、教育長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 議員おっしゃるとおり、指導者の確保というのがなかなか難しい状況にあると思います。いずれにしても、地域移行検討協議会の中で協議していくこととなりますが、民間業者への委託ですとか、あるいは指導を希望する教職員の兼職、これらについても考えていかなければならないというふうに思っております。

また、保護者の負担、送迎の負担につきましても、現状、合同チームの場合の練習送迎、あるいは練習試合への送迎、これについては保護者が送迎を行っているという状況でございますので、本町においては大きく変わるものではないというふうに考えておりますが、これらについても検討協議会の中で、どういう負担が再度発生していくのか、検討していくことになろうかというふうに思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ありがとうございます。

こちらの外部指導員ですとか、その他送迎のところの負担については、今後検討協議会で検討されるという話を伺いました。

また、ここに関して、次の質問に移りますけれども、このように外部指導員等を例えば雇用して部活動地域移行化を進めていくというふうになりますと、この地域移行化で家計の支出が増加して、部活動の参加不参加というのがこれまで以上に家庭の経済力により影響されることが懸念されております。令和4年10月に北海道教育委員会が行った部活動の地域移行に関するアンケート調査結果によれば、休日の部活動に参加させたくないと回答した中学校の保護者は僅か5.9%と、多くの保護者は休日も部活動に参加させたいという考えを持っていました。また、現在の学校の部活動にかかる部費は月額平均1,362円という結果で、休日の部活動の参加費等の許容額どれぐらいまでなら払えるかというものなのですけれども、これは月額平均3,500円程度という結果でありました。これを合わせると、およそ月にかかる部活動に関しては5,000円までなら出せるという計算になります。この結果を受けて、十勝における中学生対象のスポーツクラブはどのようなものか少し調べてみたのですが、会費は大体この範囲に収まるものが多いようです。これも踏まえればほとんどの保護者は休日にも部活動には参加させたいけれども、あまり月謝がかかりそうな活動です

とか、例えば遠征費用が高額になるような活動は難しいというような考えができるかと思えます。

現状として、先ほどの同僚議員さんの質問もありましたけれども、物価上昇及び国民所得に占める税金、社会保障費の割合の増加によって、家計というのは年々厳しくなっており、家計状況のいかんを問わず子供たちが公平に部活動に参加できるという参加機会の公平性が、段階的にではありますが揺らいでいくのではないかという懸念を非常に持っております。このあたりについて、予算についても学校教育ではなく、社会教育ですとか体育振興への領域へと変わっていくことも予想されますけれども、地域移行化後の部活動参加の公平性については補助等も含めてどのように担保していくのか、教育長の考えを伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 議員御質問のように、部活動の地域移行した場合の保護者負担、これについては例えば指導者の謝金、活動の場所や費用に関わる使用料、事故等に備えるための保険加入などの費用が想定されます。これらの費用負担について、経済的な事情によって部活動に参加する機会が奪われることがあってはならないというふうに考えております。あらゆる生徒が参加しやすい環境づくりというものを検討していかなければならないということをおっしゃっておりまして、今後部活動地域移行検討協議会の中で協議をしていきたいと思っておりますし、またその御意見等参考にしながら総合教育会議において、町長と課題を共有しながら必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 参加の公平性を失われることはあってはならないという答弁を頂きました。こちらについては非常に重要なことだと思いますので、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

私ごとですけれども、もう20年前になりますけれども、私が豊頃中学校に通っていた際に、ちょうど中学校2年生に上がる時に人数不足でサッカー部が廃部となったことがありました。やっぱり本当に部活がなくなってしまうのだという現実を目の当たりにした当人もあります。また、今年から豊頃中学校の校長に赴任された先生の方も当時教員として在籍しておりましたので、そういうような部活がなくなるということについては、恐らく実感している一人なのかなというふうに感じております。

ただ、これからの地域移行化について、現在合同チームで何とか活動できているような部活動もあるような状況ですけれども、ただ、住んでいる場所でやりたいスポーツや活動が制限されて生徒たちの選択肢がない、また、豊頃で暮らす魅力がないというような状況にすることというのは絶対に避けなければならないというふうに考えて

おります。

先ほど教育長もおっしゃられていましたけれども、検討会議ではぜひとも教員はもちろんのこと、保護者、生徒目線での議論をしていただき、ぜひこれまでと同様に生徒たちが活動を通して、健全に成長できる環境づくりをお願いいたします。

以上で、中学校地域移行化についての質問を終わります。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま頂きました課題等について、地域検討協議会の中で十分に議論し、進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、豊頃町まちなか活性化拠点施設の宿泊施設における今後の方針について、町長に伺います。

先月、北海道経済部観光局から発表されたデータによりますと、令和4年度第3四半期の観光入り込み客数は758万人と、感染拡大前の客数の87.1%と、ほぼコロナ前の水準に戻ってきており、日本政府観光局から発表されたデータによれば、訪日観光客はコロナ前と比較すると3分の2程度であるものの、昨年11月の入国制限緩和以降客足が急速に回復している状況です。

今年度は5月よりコロナウイルスが感染症5類相当に引き下げられたことに伴い、宿泊施設や観光業界も復調傾向にあり、研修や視察目的での人的交流もさらに増えると思われております。

さて、豊頃町まちなか活性化拠点施設、通称ココロコテラスについては、簡易宿泊業許可を令和2年に取得、維持管理について一般社団法人ココロコテラスに委託し、これまでいろいろな方や団体を受け入れてきたかと思えますけれども、今年度からはポストコロナということで、施設の稼働率ですとか、当初目的の交流人口や関係人口の創出実績については正念場となるかと思えます。しかし、現状の運営では、指定管理者制にまだ移行されておらず、インターネット宿泊予約サイト等での個人旅行客向け販売など営利目的のオープンな販売というのはできておりません。

参考までに、令和3年第4回定例会における一般質問における町長の答弁では、指定管理の移行時期については現時点では未定であり、できるだけ早い段階で議会に示したいという回答がございました。これらの背景を踏まえ、豊頃町まちなか活性化拠点施設の宿泊施設において、観光政策上どのように考えているのか、町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

議員から御質問のありました、この宿泊施設の今後の利活用を含めてでございますけれども、ココロコテラス開設して5年が経過したというところで、開設当初からそれ自体、意義等が議会ですとか町民からも話題になっていたというところは事実であるというところでございます。そのうち、言われるとおり、3年間はコロナ禍でなかなか宿泊の利用が低迷していたというのも実際でございます。コロナ禍が収束に向かひまして人の動きも通常に戻りつつあるという中で、この宿泊施設の需要も高まってきた状況でございます。町内観光及び管内の観光の入り込み等も踏まえながら、宿泊施設のPR等も積極的に行っていかなければならないなど、そのように思っているところでございます。

言われるとおり、ネットですとかそういったところでもなかなか周知できていない部分もございますし、そこをしっかりと外向きにも周知していかなければ利用は伸びないのかなと、そのように思っているところでございます。

なお、議員も感じているのかなと思いますけれども、今はどうしても観光自体も通過型の観光が本町ではメインな形なのかなと思ってございます。今後はココロコテラス含めて町内の宿泊施設、あと民泊の事業者としっかりと連携しながら、町内のまた関係団体ともしっかりと協議をする場を設けて、滞在型の観光ということが可能になるような形、検討を進めてまいりたいと、そのように思っております。よろしくお願ひいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 先ほど町長の答弁でもありましたけれども、やはり豊頃町に限らず十勝は通過型の観光が多いというような状況は、非常に観光業界の方は皆さん思っている認識かと思えます。その中で、滞在を非常に重視するというところも話があったところと、また、インターネット等で周知するというようなお話もありましたけれども、ただ先ほど私も申し上げましたとおり、なかなかやはり今現状だとココロコテラスのほうに委託管理をされているというような状況ですので、そのあたりのインターネットでの自由な販売とかというのは、なかなか営利目的では難しいというような認識なのかなというふうに思っております。そこに関して、個人旅行客というよりは恐らく旅行団体ですとか、そういったところの連携も非常に必要になってくるのかなと思いますけれども、そのあたりについてはどのように考えているか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員言われるとおりでございます。指定管理者の絡みにつきましては、今まさに一般社団法人ココロコ自体が体制整備ということで進めているところでございますし、私も関与しているという部分もありますから、そこはしっかりとやっ

かなければ駄目だというところで、早期にそういったことに移行できるような体制と
いうのを話もしているところでございます。

それと、言われるとおり、観光という部分ではしっかりと町内だけではなく十勝管
内、そして北海道含めて、連携しながらやっていかなければ駄目だというところでは
ございますので、私も、十勝もそうですし道に行ったときにも、観光部局、それとそ
れの外郭、関連する団体等も顔を出させていただきながら、今後についていろいろな
お願いだとかもしてきているところでございますので、そこをしっかりとこれからも
取り組んでいきたいなど、そのように思っているところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 このような滞在型の観光については、こういうような茂岩の市街
地にあるところに泊まることによって、周りの近隣の商店さんとかにも立ち寄る機会
が増えますし、こういったところが恐らく町長が今注力しております商店街の活性化
というところにつながるかなと思いますので、このあたりはぜひ頑張っていたきたい
と思っております。

また、コロナ禍における宿泊がちょっと大変であったという話も伺いましたけれど
も、具体的に過去2年、昨年、昨々年度の宿泊実績ですね、どのぐらいの泊数があっ
たのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ココロコテラスの宿泊実績についてですが、令和4年度につきましては
9団体58人、個人利用が24人の計82名ということになってございます。令和3
年度につきましては、団体利用がなく個人の利用が40名ということになってござい
ます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 やはり宿泊施設というのは稼働させなければ、どんどんやっぱり
維持管理費というのが、本当に固定費だけかかっていくというような状況ですので、
やはり今後考える上でも、どのように稼働率を上げていくのかというのは非常にこれ
から考えていただきたいことかなというふうに思っております。もちろん、民業圧迫
にならないよう、他宿泊施設への配慮は必要と考えておりますけれども、各宿泊施設
の宿泊客の特性ですとか、そういうところを踏まえますと、まだまだ豊頃町は個人旅
行客の受入れですとか、団体に関してもまだまだ余地があるかなというふうに私は考
えておりますので、それこそ今年からまた観光客もどんどん増えてきますので、この
ようなところの体制をしっかりと整えていただきたいと思っております。

また、先日の定例会で旧グループホームの活用事業の予算も計上されておりました

けれども、まずは今ある既存の施設の稼働率というところを上げることをしっかり念頭に各事業を推進していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりでございます。やはり、施設、空き部屋のままということではこれそういうことにもいきません。そこをしっかりと稼働率上がるような形で、町内の宿泊できる施設ともしっかりと連携をさせながら、それぞれ形態は、言われるとおり違うと思いますけれども、場合によっては受け切れない場合もありますから、そういったところはしっかり情報共有を密にしながら、こういった形でも泊まれるような形というのはしっかりつくっていかなければ駄目だと、そのように思っていますし、単体においても体制整備含めて、人の動きが出てきていますから、そこを後れないように、しっかりと取組のほう進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第2号

●中村議長 日程第6 意見書案第2号2024年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●7番大谷議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上杉野好行、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

2024年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2024年度地方財政の充実・強化に関する意見書。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

3、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

7、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より

自律的な地方財政の確立に取り組むこと。併せて地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

●中村議長 日程第7 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●7番大谷議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上杉野好行、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなったが、中学・高校については依然として「検討」にとどまっている。また、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増となっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要である。

22年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう以下の項目について意見する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面は、中学・高校への「35人以下学級」の拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回実現など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策）。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

●中村議長 日程第8 意見書案第4号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

● 3 番岩井議員 意見書案第 4 号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3パーセントに達している。また、道内の常用労働者216万人の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2023年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地域間格差にも配慮しながら、「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,054円）を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。
以上。

- 中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 中村議長 日程第9 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和5年7月4日火曜から同月5日水曜。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、新任議員研修会。

目的、議会運営の基本を学ぶため。

派遣期日、令和5年7月19日水曜から同月20日木曜。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、後藤孝夫議員、小笠原玄記議員。

3、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和5年7月29日土曜から同月31日月曜。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、坂口尚示議員、大谷友則議員、岩井明議員。

4、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、令和5年8月16日水曜から同月17日木曜。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員4名。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第10 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 中村議長 日程第11 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 中村議長 これをもって、令和5年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員